

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言

緊急事態宣言の期間 《4月25日(日)～5月11日(火)》

●府民への呼びかけ(特措法第45条第1項)

- 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、

屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

- 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと(特措法第24条第9項に基づく)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

サークル活動・会議は

**4月26日(月)～緊急事態宣言解除まで
実施いただくことはできません。**

宣言期間は5月11日までですが、延長される可能性があります。

ご利用の皆さまには、大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、
何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年4月26日 東成区老人福祉センター